

保証金不要・口座振替

長期・低利の割賦販売・リースで 設備投資を応援します！

機械設備類貸与制度

機械設備類を当センターが購入

★代金を分割でお支払いいただく割賦販売制度

★一定のリース料でご利用いただくファイナンスリース制度

割賦損料率
0.3%～
3.0%

貸与限度額
50万円～
1億円

期間
3年～
10年以内

まずはご連絡ください

お問い合わせ：公益財団法人福島県産業振興センター

TEL 資金支援課 024-525-4075

住所 〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

メール setubi@f-open.or.jp

制度の概要

対象者	県内に事業所、工場等を有している中小企業者・組合
対象設備	経営基盤の強化又は生産技術の向上に寄与すると認められる設備又はプログラム
貸与限度額	50万円～1億円
期 間	3年～10年以内
料率	経営状況等に基づき決定します 割賦損料率 年率0.3%～3.0% 月額リース料率(7年の場合) 1.262%～1.416%
連帯保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します
返済方法	口座振替による月賦償還

割賦販売・リースの違い

	割賦販売	リース
所有権	完済までは当センターが留保 完済後に移転	所有権は当センター
税務処理	固定資産に計上 固定資産税の申告・納付が必要	固定資産税は当センターが納付
損害保険	貸与期間中は貸与設備に損害保険を付保し、保険料を負担	当センターが損害保険を付保
その他	元金償還は6ヶ月据置	中途解約ができない リース終了後は再リースにより、継続使用も可能

申込手続き

申込期間	随時受付(原則として毎月5日締め切り、当月末に審査結果)
必要書類	①貸与申込書 ②直近2か年の税務申告書一式、直近の合計残高試算表 ③会社及び連帯保証人の土地・家屋名寄帳(又は課税明細書) ④県税(県民税・事業税)の納税証明書(又は直近2か年の領収書の写し) ⑤申込み機械設備の見積書、カタログ ⑥金融機関の借入返済表 ⑦反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 ⑧個人事業主の場合は住民票(発行から3ヶ月以内)

詳しくは、当センターホームページ

<https://www.utsukushima.net/support/fund/lending.html>

